

case 2

妻（相続人）の判断能力が衰えている夫 基本は任意後見制度の利用だが 遺言書や家族信託も案内したい



② 遺言

相続が発生し遺産分割協議の時点で相続人の判断能力が失われており、成年後見人を選ばなければならない状況では、法定相続分を下回る内容の遺産分割協議はできない。

そこで、被相続人になりうる人（今回は夫）があらかじめ遺言書を作成しておけば、認知症等で判断能力が失われる相続人（妻）に財産を集まることを防ぐことができる。

この場合、認知症の症状の進行が見込まれる相続人（妻）以外の親族等へ資産を相続させることを明記しておくことが重要だ。認知症を発症した相続人の生活や経済に対する支援を託せる親族等に財産を集中させたい。

また、遺言で遺言執行者を指定することにより、認知症の相続人に財産を相続させることが容易となる。遺言執行者とは、遺言の内容を実現で

本ケースの相談内容

お客様（夫）と長男が営業店を訪問。最近、お客様の妻の物忘れが増えたという。仮に自分が亡くなると妻はきちんと遺産を受け取れるのか、今からどんな対策を取るべきなのか心配している…。

まずは法定後見制度の利用を検討してもらおう

① 任意後見制度の利用を促す

任意後見制度は、まだ判断能力が衰えていない人が、将来認知症などによって判断能力が低下したときに備え、財産管理や身上監護に関してあらかじめ選んだ「任意後見人」を委任しておく制度だ。

任意後見契約の利用形態には次の3つがある。

⑦ 将来型…本人の判断能力が衰えていないときに契約を交わし、将来において判断能力が不十分となったときに、委任が開始

⑧ 即効型…すでに軽度の精神

判

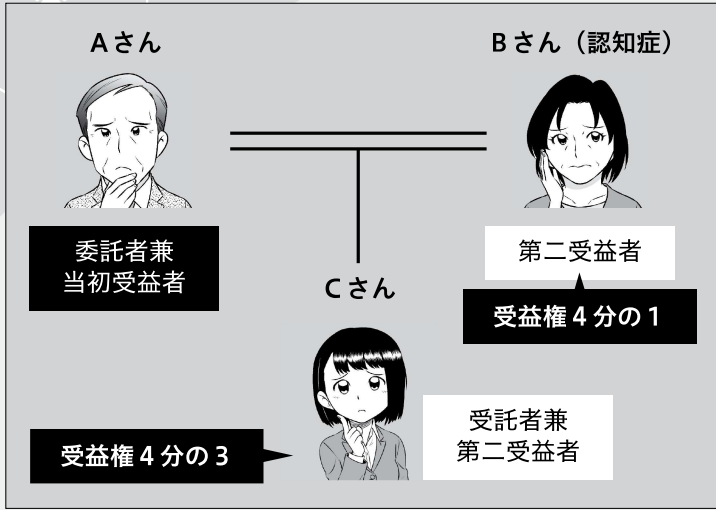
断能力が損なわれている人が行った法律行為は無効とされている。そのため相続人になりうる家族の中に判断能力の衰えがみられる人がいる場合は、将来に向けて今から対策を考えることが重要だ。以下、検討してもらいたい相続対策を見ていく。

的障害が生じてはいるものの、契約を締結する能力は失われていない場合、任意後見契約を締結するとともに、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立てることにより委任が開始

⑨ 移行型…完全な判断能力がある状態のときから、財産管理などの事務を委任していき、判断能力が衰えたときに任意後見監督人の選任を受けて従前の委任事務を継続

このように任意後見は、法定後見より柔軟に制度設計できるのが利点だ。現状、まだ判断能力がある状態なら、将来に備えて任意後見制度の利用を検討してもらおう。

●家族信託を活用したスキームの関係図



(出所) 筆者作成

ではこの家族信託によって、認知症となった推定相続人をどう保護できるだろうか。本ケースと似た事例として、賃貸不動産を所有するA

さんの事例を紹介したい。Aさんには、認知症の妻Bさんと、二人と同居する長女Cさんがいる。Aさんは自分が死んだ後、認知症の妻が賃貸不動産を含めた遺産を適切に管理し生活していけるか心配している。

そこで、Aさんは所有する全財産の管理権について受託者をCさんとし、第一受益者をAさん、Aさんが亡くなった後の第二受益者をCさん(4分の3)と妻Bさん(4分の1)とする信託契約を締結したのである(図表)。この信託契約で妻の判断能力の有無は関係ない。

これにより妻にも遺留分相当額(4分の1)の財産を受益権として取得させることになるので、妻に成年後見人がいても遺留分減殺請求をしてくることを防げる。不動産の所有権は受託者である長女に移転されるため、妻と長女の

POINT

- ▶ 現状、まだ判断能力があるなら任意後見制度を案内し、認知症発症に備えてもらう
- ▶ 遺言執行者を明記した遺言作成や、家族信託の活用も有効となる

ば、推定相続人の認知症が進行した後も、受託者がその相続人のために財産を管理・処分することができる。

共有とはならない。また、財産の所有者は長女Cさんなので、Aさんの加齢等による将来の判断能力の衰えにも対応することができ。Aさんの死後は妻と長女が受益者となり受益割合に応じた果実を受け取るようになる。妻の死後、妻の受益権(4分の1)は長女に集約されることになる。

本ケースのお客様には、このような家族信託を活用したスキームを紹介してあげるとも有効だ。

きるように主導する人のことで、遺言執行者がいれば、認知症の相続人に成年後見人をつけずに相続することが可能になる。

なお、遺言書に記載されていない財産がある場合には遺産分割協議が必要となり、認知症の相続人がいれば法定後見人が必要となる。そのため

「記載以外のその他の財産」を誰が相続するか遺言書に記載しておくよう必ずアドバイスしよう。

③家族信託の利用を促す
家族信託も相続対策として有効だ。家族信託を利用すれば、推定相続人の認知症が進行した後も、受託者がその相続人のために財産を管理・処分することができる。

家族信託でも相続人を守る

case 4

相続人の一人に認知症の兄をもつ弟
納税負担が増す可能性を伝え
成年後見制度の利用を促す



本ケースの相談内容

お客様が営業店を訪問。兄が認知症と診断されたとのこと。この状態で両親が亡くなると兄を交えた遺産分割協議がどうなるのか不安に感じているという。何か対策はないか相談してきた…

認

知症でも軽度で、遺産分割協議に参加する能力があると診断されれば、遺産分割協議に参加できる。この判断能力の有無は、原則として医師の診断により判断されるので、まずは医師の診断を受けるようアドバイスしよう。

相続人に当たる人（今回は兄）が判断能力を欠くと診断された場合は、いまから成年後見制度を利用して遺産分割協議を進める方法を検討しなければならぬ。

遺産分割協議は特に期限は定められていないが、遺産分割協議が行われないうままだと、相続税の申告において不都合が生じる。具体的には、小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減の特例、農地の納税猶予の特例、非上場株式の納税猶予の特例など（図表）を受けることができず、相続税を多く納付しなければならぬのだ。

なお、小規模宅地等の特例

●遺産未分割の場合に受けられない相続税申告上の優遇規定

優遇規定	遺産未分割の場合の取扱い
配偶者の税額軽減の特例	後日遺産分割が決まったときに税額軽減を受けることができる（申告期限内に「申告期限後3年以内の分割見込書」の提出が必要）。
小規模宅地等の特例	
農地の納税猶予の特例	相続税の申告期限内において、遺産分割協議を行わないと適用不可
非上場株式の納税猶予の特例	

（出所）筆者作成

と配偶者の税額軽減の特例は、相続税の申告期限内に「申告期限後3年以内の分割

見込書」を提出すれば、後日遺産分割を行われた後に特例を受けることができる。

成年後見人等の選任は
数カ月かかるだけに…

成年後見制度は、その申立てから成年後見人等の選任まで、一般的に2〜3カ月ほどかかる。相続税の申告期限は相続発生から10カ月以内だが、意外とすぐに期限が到来すると感じる相続人は多い。相続人となる人が判断能力を欠く場合、相続が発生してから成年後見制度の利用を検討している、相続税の納税負担等で不利益が生じる可能性が高いだろう。

金融機関の担当者も、相続人となる人が判断能力に問題があると分かっていると、早めに関与して成年後見制度の活用を促し、相続が発生するまでに万全の準備をしておくことが基本となるだろう。